

(警備員指導教育責任者欠格用)

誓約書

私は、警備業法第22条第4項各号に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は警備業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 最近5年間に、警備業法の規定、同法に基づく命令の規定若しくは処分に違反し、又は警備業務に関し警備業の要件に関する規則第1条各号に掲げる行為をした者
- 5 集団的に、又は常習的に警備業の要件に関する規則第2条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 警備業法第22条第7項第2号又は第3号に該当することにより警備員指導教育責任者資格者証の返納を命ぜられ、その日から起算して3年を経過しない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

兵庫県公安委員会殿

年 月 日

住所

〒675-2312
兵庫県加西市北条町北条1121番地

氏名

大崎和哉

警備業用暴力団排除説明資料（警備員指導教育責任者欠格用）

警備業法では、

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員
 - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 過去10年以内に警備業の要件に関する規則第2条に定める暴力的不法行為等を行ったことがあり、強いぐ犯性が認められる者
- （以下「暴力団員等」という。）は、警備員指導教育責任者になることはできないとされています。

具体的には、次の事項に該当してはいけません。

- 1 暴力団員等である（警備業法第3条第4号）。
 - 2 暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者である（警備業法第3条第5号）。
- これら1及び2の事項を秘して、虚偽の誓約書を作成し申請書等に添付して公安委員会に提出した場合は、警備業法上罰則の適用があり、検挙されることがあります。
 - これら1及び2の事項に該当した場合は、警備員指導教育責任者資格者証等の返納を命ぜられます。
 - 暴力団員や暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者は、警備員にもなれません（警備業法第14条）。